

# 資料1-5

様式3の1 指名停止等の運用状況一覧表

(指名停止開始日：令和2年7月1日～令和2年9月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由	備考
1 (株)中電工	広島県広島市	令和2年9月9日～令和2年10月8日 (1箇月)	不正又は不誠実な行為 (別表第2の4)	元請として請け負った岡山県新見市内の空調設備新設工事において、請負人の労働災害を防止するため必要な措置を講じなかつたため、同工事下請負人の労働者が足場脚口部から転落し負傷し、同社及び同社従業員に対し労働安全衛生法違反による罰金刑の略式命令があり、令和2年6月10日付けで建設業法第23条第1項の規定に基づく監督処分を受けたもの。	工事